

土地の掘削等の許可申請書に係る添付図書

- イ) 土地の掘削等に係る事業の計画の概要を記載した図書（申請理由書）
- ロ) 位置図（縮尺50,000分の1）
 - ・許可申請箇所を○印で示し「申請箇所」と朱書きすること。
- ハ) 実測平面図（縮尺2,500分の1）
 - ・堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請区域及び関連施設などについて平面的な外形配置の分かる図面とし、付近の距離杭を記載すること。
 - ・河川区域、河川保全区域、官民境界を朱線で明示すること。
- ニ) 土地の形状変更する行為にあっては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
 - a 縦断面図（縮尺 縦100分の1 横1,000分の1）
 - ・掘削箇所中心部の縦断面とすること。
 - ・掘削箇所の上下流それぞれ500mまでとする。
 - ・採取掘削箇所を明示すること。
 - ・測量年月日を記入すること。
 - b 標準横断面図（縮尺 縦300分の1 横3,000分の1）
 - ・掘削計画箇所、掘削高を記入すること。
 - ・採取掘削箇所を明示すること。
 - c 求積横断面図（縮尺 縦100分の1 横1,000分の1）
 - ・左右岸いずれか一方の堤防を入れ、申請区域より余裕50mをとること。
 - ・横断面図の間隔は50m以内とする。
 - ・標高T.P国土交通省計画のH.W.Lの数値、掘削高を記入のこと。
 - ・採取掘削箇所を明示すること。
 - ・測量年月日を記入すること。
- ホ) 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - ・利害関係者のある場合は、その同意書・意見書又はこれに類する書面
 - ・前号の書面が得られない場合は、その理由を明らかにした書面
- ヘ) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において掘削等を行う場合にあっては、当該掘削等を行うことについて申請者が権原を有する事又は権限を取得する見込みが十分である事を示す書面
 - ・土地所有者の同意書又は契約書 など
- ト) 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ・自然公園法の適用される箇所にあつてはその許可書の写 など
- チ) その他参考となるべき事項を記載した図書
 - ・土地台帳図写（謄本及び公図<縮尺1,000分の1>）
 - a 法務局保存土地台帳図写とする。
 - b 申請位置を朱書きで明示すること。
 - c 河川区域、河川保全区域、官民境界を朱線で明示すること。
 - ・写真
 - a 申請位置を朱書きで明示すること。
 - b 河川区域、河川保全区域を明示すること。

(注)

1. 河川保全区域内における土地の掘削等の添付図書はこれを準用する。
2. 河川管理施設より5m以上離れた河川保全区域内における申請においては、土地の掘削に係る縦断面図、求積横断面図を省略することができる。